

1 1 - 2 移動等円滑化経路を構成する出入口

政 令	条 例
第十九条第2項 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。 イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。 ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	

◎ 移動等円滑化基準チェックリスト

施設等	チェック項目	
(移動等円滑化経路を構成する)出入口 (政令第19条第2項第2号)	①幅は80cm以上であるか	
	②戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

〔解説〕

移動等円滑化経路を構成する出入口の規定であり、適用される出入口は次のとおりである。

規定が適用される出入口

出入口において、基準の適用を受けるものは、移動等円滑化経路を構成する出入口である。

移動等円滑化経路の規定は原則、道等～各利用居室、利用居室～車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設～利用居室の1以上の経路に適用される。

よって、当該経路に含まれない次のような出入口は規定の適用を受けない。

(例)

- ・利用居室でない室の出入口
- ・車椅子使用者用便房のない便所(オストメイトや小便器の規定がかかる便所、便房があってもよい)の出入口

※老人ホーム等の多数の者が利用する浴室等の出入口については、移動等円滑化経路を構成する出入口ではないが、条例第23条第2項第3号により移動等円滑化経路を構成する出入口と同等の規定の適用を受けるため注意すること。

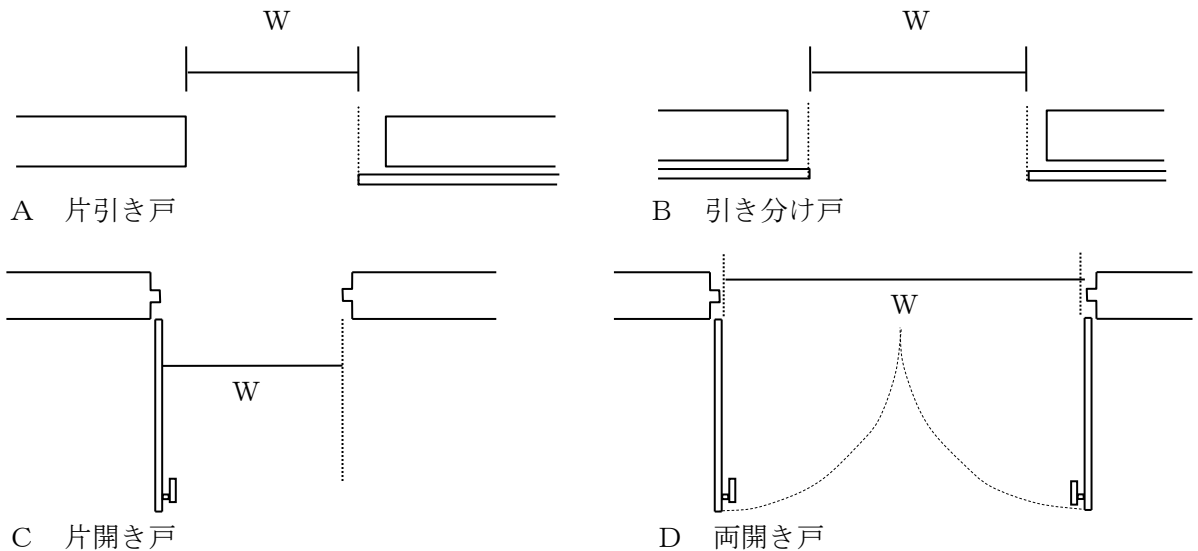
なお、ホテル又は旅館等の公衆浴場や大浴場等については、日帰り入浴者等の不特定多数の者が利用する場合等は、利用居室に該当するため、移動等円滑化経路の整備が必要となる。

チェックリスト①（政令第19条第2項第2号イ）

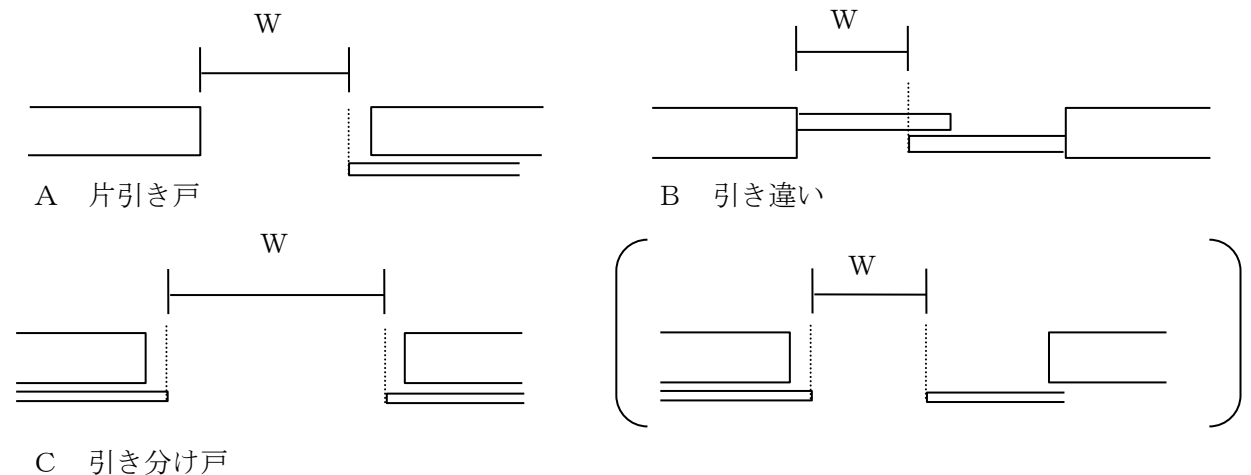
○幅については実際の有効幅員をいい、引き戸は引き残しや戸厚を含めない寸法で計測する。

○ここに設けられる建具は、戸が2枚一組のもの（両開き扉等）とされる場合は、自動扉の場合を除き、車椅子使用者等は2枚の扉を同時に開閉することが困難であることから、片方の開口有効幅を80cm以上とする必要がある。

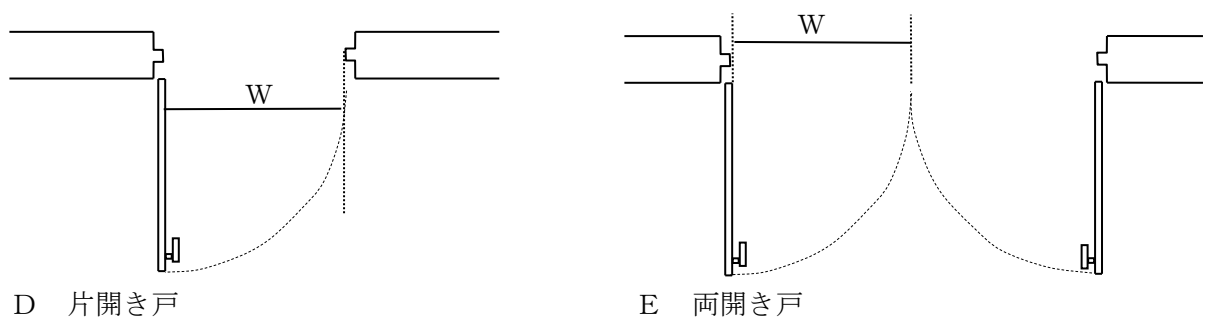
（自動扉の場合の幅のとり方）



（一般扉の場合の幅のとり方）



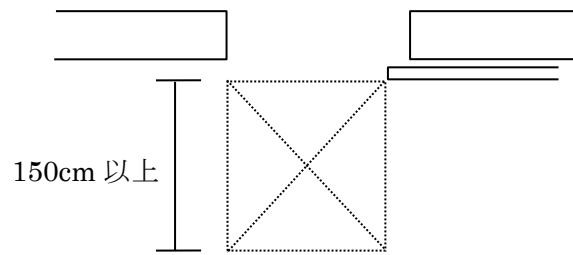
※ただし、自動的に閉まる構造の扉の場合は、右図とする。



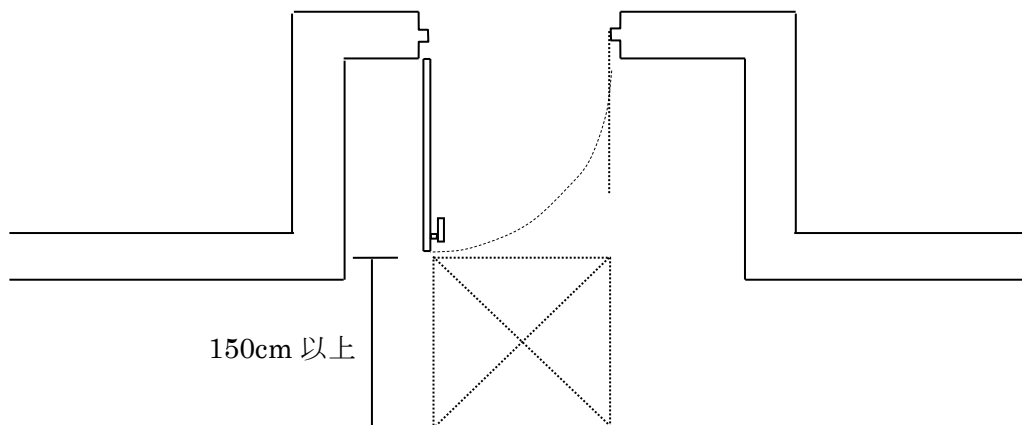
チェックリスト②（政令第19条第2項第2号ロ）

○「その前後に高低差がない」ということは、戸の前後に車椅子の待機のための水平なスペースを確保することであり、有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は150cm以上、開き戸の場合は建具幅+150cm以上を確保することを基本とする。

○出入口部では車椅子での通過に際し、戸の開閉と同時に切り返し等の動作が必要となるため、障害となるような段を設けてはならない。



A 自動扉・引き戸



B 開き戸

参考

〔法逐条解説〕 政令第19条 : P45～P50

〔建築設計標準〕 2.3 建築物の出入口 : P2-67～P2-78